

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(廃棄物対策課)

ページ
一

規則

号外 (12) 平成二十三年 四月 一日

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十五号

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年岐阜県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物処理施設の定期検査)

第四条の二 法第八条の二の二第一項の規定による検査の申請は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記第十三号の様式)によるものとする。

2 省令第四条の四の四の規定による定期検査結果の通知は、定期検査結果通知書(別記第十三号の様式)によるものとする。

第五条中「第九条の三十項」を「第九条の三十一項」に改める。

第七条第一項中「第九条の三十項」を「第九条の三十一項」に改め、同条第二項中「第九条の三十項」を「第九条の三十一項」に改め、「含む」の下に「及び第九条の二の三第二項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(一般廃棄物処理施設の熱回収施設の認定の申請等)

第七条の二 法第九条の二の四第一項の規定による認定の申請は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第十七号の様式)によるものとする。

2 知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第十七号の様式)を交付するものとする。

3 令第五条の五の規定による休廃止等の届出は、熱回収施設休廃止等届出書(別記第十七号の様式)によるものとする。

4 省令第五条の五の十一の規定による報告は、熱回収報告書(別記第十七号の様式)によるものとする。

第八条第二項中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改める。

第十条第一項中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条第二項及び第三項中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の七第五項」に改める。

第十一条第一項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、「許可を受けた者」の下に、「法第九条の二の四第一項若しくは第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者」を、「許可証」の下に、「認定証」を加え、同条第一項第一号中「許可」の下に、「認定」を加え、同項第二号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「失ったとき」の下に、「又は法第九条の二の四第二項若しくは第十五条の三の三第二項の規定により認定の効力を失ったとき」を加える。

第十三条を次のように改める。

(書類の提出)

第十三条 法、令、省令及びこの規則の規定により知事に提出することとされている書類は、振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)へ提出するものとする。

別記第十号様式備考第七号を削る。

別記第十一号様式備考第七号を削る。

別記第十三号様式の次に次の二様式を加える。

第13号の2様式(第4条の2関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書		年 月 日
岐阜県知事 様		
申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
一般廃棄物処理施設の設置場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
事務処理欄		

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者
住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	年 月 日
認定の年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	設備の位置、構造等の設置に関する計画
	設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率 %
許可の許可年月番号	年 月 日 第 号
事務処理欄	

備考

- 欄は記入しないこと。
- 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 設備の能力については、ボイラーの最大蒸気量（トン/時） 発電機の出カ（キロワット） 熱交換器の能力（キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれを記載すること。
- 印の欄に記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

第17号の3様式(第7条の2関係)

熱回収施設設置者認定証		年 月 日
住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
岐阜県知事 印		
認定の年月日	年 月 日	
認定の有効年月日	年 月 日	
認定番号		
熱回収施設の設置の場所		
熱回収の方法		
熱回収に必要な設備		
熱回収率		%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休業し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。	

第17号の4様式(第7条の2関係)

熱回収施設休業止等届出書		年 月 日
岐阜県知事 様	届出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
熱回収施設を休業止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日	第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別) 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	年 月 日
	理由	年 月 日
事務処理欄	年月日	年 月 日

備考

- 欄は記入しないこと。
- 印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

一般廃棄物処理業の廃止の年月日	年 月 日
-----------------	-------

改める。

別記第二十六号様式中

「許可証登録証明書」を
「許可証登録証明書」を
指 定 証 指 定 証

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター